

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と
おきか
る)

目 次

◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則(シ)

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第一号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「四千円」を「五千円」に改め、同表第三十八号の三から第三十八号の七までの規定中「二万三千元」を「二万五千元」に改め、同表第七十九号中「五万六千元」を「六万四千元」に改め、同表第八十号中「五万二千元」を「五万九千元」に改め、同表第九十五号の二中「一万五千元」を「六万千元」に改め、同表第九十五号の三及び第九十五号の四中「三千五百円」を「五千五百円」に改め、同表第九十五号の五中「一万三千元」を「四万三千元」に改め、同表第三百三十五号中「一万円」を「一万円」に、「二万円」を「二万三千元」に改め、同表第三百三十六号中「二千元」を「二千三百円」に、「四千元」を「四千七百円」に改め、同表第四百十一号の二及び第四百十一号の三中「六百元」を「七百元」に改め、同表第四百十一号の四中「八百円」を「千円」に改め、同表第四百十一号の五中「二千七百円」を「三千四百円」に改め、同表第四百十一号の六及び第四百十一号の七中「六百元」を「九百元」に改め、同表第五百五十五号中「六百元」を「七百元」に改め、同表第五百五十六号中「千二百円」を「千四百円」に改め、同表第五百五十七号中「一万円」を「一万千円」に改め、同表第五百五十八号中「六百元」を「七百元」に改め、同表第五百五十九号中「千二百円」を「千四百円」に改め、同表第六十号中「五千円」を「五千五百円」に改め、同表第六十一号中「六百元」を「七百元」に改め、同表第六十二号中「千二百円」を「千四百円」に改め、同表第六十三号中「千二百円」を「千四百円」に改め、同表第六十三号の五中「三千六百元」を「四千二百円」に改め、同表第六十三号の六中「五千六百元」を「六千

四百円」に改め、同表第六十三号の七中「千六百円」を「千八百円」に改め、同表第六十三号の八中「千三百円」を「千五百円」に改め、同表第六十三号の九中「一万九千円」を「二万三千円」に、「三千三百円」を「三千九百円」に、「二千八百円」を「三千三百円」に、「二千円」を「二千四百円」に、「三千二百円」を「三千八百円」に改め、同表第八十七号中「五万円」を「七万円」に、「二万円」を「三万円」に改め、同表第八十七号の二中「二万円」を「三万円」に改め、同表第八十九号から第九十三号の三までの規定中「九万円」を「十万円」に改め、同表第九十四号中「一万五千円」を「二万円」に改め、同表第九十四号の四中「五千円」を「五千五百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三百三十五号、第三百三十六号、第四百十一号の二、第四百十一号の三及び第九十四号の改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を

次のように改正する。

別表第一一号中⁶⁰を⁶¹とし、⁶⁰の次に次のように加える。

⁶⁰ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第六十六号）第七十五条の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。